

仏領インドシナにおける都市と労働

—ハノイを事例に—⁽¹⁾

岡田 友和

はじめに

帝国史研究が関心を集めている。二〇世紀に覇権を握った超大国の衰退をみて、刻一刻と変化する現代国際関係の解明のために帝国史の見直しが必要である、という問題意識がますます強調されてきたからである。それゆえに、帝国史研究が扱うテーマには国際秩序をめぐる議論が多いが、その多くは帝国自体の構造に関する実証研究をもとにしている。もともと、それはイギリスやアメリカまたは日本を念頭に置いた帝国史研究の動向である。本稿では、右のような覇権国とはやや質の異なるフランスを扱う。従って、フランス帝国の国際上の云々を議論するのではない。ここでは、フランス帝国史研究の立ち遅れた研究状況も考慮に入れて、せいぜいその支配構造の一部を明らかにすることを目的とした。もちろん、フランス以外の帝国史研究と比較可能な情報や問題を共有することを望まないわけではない。

以下では、仏領インドシナのハノイにおける都市の形成と労働をめぐる、フランス帝国の支配方法とそのかたちを探つてゆく。都市、労働、帝国というタームは、一見して結びつきにくいテーマであろうが、実はそれぞれ密接に関係している。それらの相互関係については行論で明らかになるが、一言でいえば空間の認識が関連している。ここでいう空間とは、

帝国の枠組みにおける支配空間を指す。あらかじめ予備的な説明を加えておくと、一八八七年に成立した仏領インドシナ連邦は、植民地 (colonia) のコーチシナ、直轄領 (territoire) の広州湾租借地、保護領 (protectorat) のアンナン、トンキン、カンボジア、ラオスの計六地域から構成された⁽⁵⁾。ハノイは、一九〇二年にインドシナ連邦の首都と定められ、一九〇八年七月二日デクレ (大統領令) によりサイゴン、ハイフォンとともに一級都市に指定された。一級都市は保護領トンキンの中にありながら純然たる直轄領であり、その行政は市役所により遂行された⁽⁶⁾。また、植民地と直轄領に出生した者は、国籍上、フランス臣民 (sujet français) に分類され、フランス市民 (citoyen français)、フランス保護民 (protégé français) とは異なる法的身分にあった⁽⁷⁾。

こういった地政学のおよび法的な枠組みの中で、ハノイにはどのような都市空間が形成されたのだろうか⁽⁸⁾。建物や都市域など物質的な属性をもつ空間に加え、住民の生活圏のような観念的かつ非物質的な属性をもつ空間にも注目しよう⁽⁹⁾。ハノイの労働をとりまく環境はまさにその対象となる。これまで目を向けられてこなかったハノイ都市社会の実態に迫ることになるだろう⁽¹⁰⁾。また、インドシナの外側には、植民地空間を覆うように帝国空間が広がっていた。本稿では、フランス本国政府、インドシナ植民地政府、ハノイ社会の三者が、この重層的な空間にどのように関わったのかを考察する。そうすることで、フランス帝国のかたちがあらわれてくると考えるからである。

一 植民地都市ハノイの形成

① 市域の拡大

まず、フランス植民地化以降のハノイの都市形成について概観しておこう。ハノイに最初のフランス委譲地 (concession) が紅河岸につくられたのは一八七五年のことである⁽¹¹⁾。その後、一八八七年に仏領インドシナ連邦が成立し、ハノイが植民地都市になると、フランス人植民者は西へ向かって少しずつ委譲地を広げて自分たちの都市を形成した。

いわゆるフランス人街 (quartier français) である。その北側にはホアンキエム湖が佇み、さらにその北側には旧市街—フランス人の言う現地人街 (quartier indigène) —が広がっていた。フランスは、この約一キロメートル四方の旧市街をそのまま残し、その周辺を都市開発していくことになる。旧市街の西側には、九世紀のベトナムの独立以来、昇龍の王城があったが、一八〇二年に創設された阮朝がベトナム中部のフエに遷都をしてからは、この地区一帯の再利用が検討されていた。⁽¹²⁾一八九四年、フランスはこの土地を軍施設に利用すべく城壁の撤廃工事を開始する。旧王城の西側には、フランスの田舎の城館シヤウの趣をもつ総督官邸 (一九〇二年完成) が建設され、この一帯は官邸の背後の広大な植物園とともに新市街地区として整備された。

インドシナ植民地政府であった総督府 (gouvernement générale) は、一八九〇年代から大規模な公共土木事業を開始している。一九〇二年にはハノイ市東部から紅河を渡る全長一七キロメートルに及ぶドゥメル橋を建設し、一九〇五年には昆明とハノイを結ぶ鉄道を開通させた。公共建築物としては、郵便局 (一八九六年)、中央刑務所 (一八九九年)、裁判所 (一九〇八年)、オペラ座 (一九一一年) などをハノイ市内に建設している。またハノイ市財政によって、発電所・電線網 (一八九三年—一九二五年頃)、給水塔 (一八九四年)、浄水場 (一八九六年)、トラム路線 (一八九九年)、下水道 (一九〇二年)、上水道 (一九〇五年) などが建設・整備された。

トラム路線は、A、B、Cの三路線がつくられ、全線がホアンキエム湖北側のネグリエ工場から発車し、A線はフエ街道を通りバクマイ方面へ、B線は旧市街を北上、給水塔を西へ曲がり西湖岸に沿って紙村 (village du Papier、現プオイ (Bui) 村) 方面へ、C線は旧王城南側から文廟を南に曲がってタイハー (Thi Hà) 村方面へ行く路線と、ソントイ街道 (Route de Son Tay) を通って紙橋 (カウザイ橋) 方面へ行く路線に分かれた。⁽¹³⁾植民地化以前のハノイの市域はホアンキエム湖周辺に限られていたので、これらの路線範囲より植民地以後の市域の広がりを確認できよう。とくに、フエ街道 (Route de Hué) を通ってハノイ市の南側へ走るA線の周辺は、一九二〇年代から少しずつ既存村落を統合・再編したり沼地の多い土地を開拓しながら、ベトナム人用の新興住宅地や墓地または大規模工場の用地に開発された。

②植民地アーバニズム

一九〇四年のハノイ市条例 (arrêté) によれば、当時のハノイ市域は現在のホアンキエム地区とハイバーチュン地区 (合計面積約九四五ヘクタール) しかなかったが、一八九九年にハノイ市当局は市域外 (主に西側地域) に「郊外地帯」(zone suburbaine) を設置してこれを行政的に管轄し、その中心をタイハー村と定めた。市当局によれば、「フランスの大都市リヨン、マルセイユ、リールがそうであるように、ハノイもまた農村的性質をもつ周辺地域を吸収して管理下に置くことが必要である」と考えたのである。しかし、郊外の拠点となる村落の政治的・経済的な重要性の低さから、一九二一年にハノイ「郊外地帯」は廃止され、隣接する省 (provinces) に併合された。にもかかわらず、ハノイ市内の人口増加などを理由に「郊外地帯」の設置は常に議論され、総督府の上級行政官で後にインドシナ総督となったピエール・パスキエ (Pierre Pasquier) や、建築家エルネスト・エブラール (Ernest Hebrard) らによって繰り返しその必要性が訴えられた。

このエブラールという人物は、総督モリス・ロン (Maurice Long) の切望により一九二三年にインドシナ公共土木事業総監部・中央建築課長として迎えられた、いわゆるお雇いの建築家であった。現在、彼の名前は「インドシナ様式」と呼ばれる諸派統一的・熱帯地域的な建築—例えば財務局庁舎 (一九二七年)、インドシナ大学 (一九二八年)、フランス極東学院博物館 (一九三二年) など—の設計者として知られている。彼には都市計画家としての顔もあり、インドシナ各地の都市計画も手掛けた。ハノイのためにも、一九二八年に土地利用を面的に規制する「ゾーニング (zoning)」を駆使した都市計画図案を残している。⁽¹⁵⁾ その図案では一九〇四年の市条例に定められた市域よりもはるかに広い「郊外地帯」を含めた都市域が構想されていた。その後、一九四二年になって現在のバーディン (Ba Đình)、カウザイ (Cầu Giấy)、ドンザー (Đống Đa)、ホアンマイ (Hoàng Mai)、タイホー (Tây Hồ)、タインクアン (Thanh Xuân) にあたる各地区を包括するハノイ市域拡張案が検討されたが、結局、こうした「郊外地帯」が実際に設置されるのは第二次大戦の終結を待たなければならなかった。

一九二〇年代以降、植民地当局はインドシナ主要都市の計画と改造を提案したものの、その大部分は財政不足を理由に実現されなかった。しかし、一九三〇年代にハノイやサイゴンでモダニズムの影響をうけた公共建築物が建てられたり、人民戦線内閣のもとで低廉住宅や労働者都市が建設されるなど、インドシナ植民地当局は都市の用途地域も考慮しつつ景観や衛生の改善を図ることを試み続けた。ただし、フランスの都市計画は、北アフリカの仏領都市にみられるように、旧市街に手を加えずにこれをそのまま保存する方法で、そこにはせいぜい上下水道と電線網の基盤インフラが整備される程度であった。ゆえに、ハノイの旧市街の通りが多くはいまなお細く入り組んだ当時のままである。その景観は、現地の文化や習慣をできるだけ尊重しつつ発展させようとする、フランスが志向した「協同政策 (Politique d'association)」の統治方針によって保存されたとも言える。また、エブラールは、「ヨーロッパ人が現地人街の中に住むこと、あるいは逆に現地人がヨーロッパ人街の中に住むことは稀である」と述べた。植民地都市計画の観点では、一つの領域に植民地権力と現地権力の二つの世界が共存することは困難な問題と考えられたのである。⁽²¹⁾

二 ハノイの労働者

①労働者街

たとえ異なる性質をもっていたとしても、都市とその住民は植民地アーバニズムと市域の制度化の中で他の区域と関係せざるをえない。互いに異なる空間同士は、相互にゆっくりと「都市の結合 (association urbaine)」を果たしていくことになる。⁽²²⁾ ハノイでは、インドネシアや海峡植民地にみられるような「複合的社会」が形成されたわけではない。⁽²³⁾ というのも、そこではベトナム人(＝安南人)の人口が圧倒的多数を占めていたからである。一九三六年におけるハノイの人口総数は一四万八二二一人であったが、その内安南人二万六八三三人、⁽²⁴⁾ 明郷 (Minh huong) 三三一人、⁽²⁵⁾ コーチシナ系安南人三六四人、ラオス人九人、フランス人四六六九人、フランス帰化二七五人、華人四〇〇八人、インド人四九二人、日本

人五三人、米国人三人、ヨーロッパ人九九人、シャム人三人であった。つまり、ハノイの総人口の九〇%以上が安南人だったのである。それゆえに、一部の富裕な安南人または華人がフランス人街に居を構えることもあった。ハノイ史研究者のパパンによれば、一九二三年においてハノイ市の私有地の五〇%をフランス人が、四五%をベトナム人が、残りの五%を華人が所有していたという。また、フランス人街の主要四道路—ガンベッタ大通り (Boulevard Gambetta)、ポール・ペール通り (rue Paul Bert)、ザ・ロン大通り (Boulevard Gia Long)、染色業者通り (rue des Teinturiers)—では、ベトナム人の公証人、弁護士、教授、医者などがその各区画の四二%と土地の二〇%を所有した。つまり、当時のハノイでは「差別的であったのは民族的帰属ではなく、社会的地位と財産の水準」であった。⁽²⁶⁾

もつとも、ベトナム人の大部分はフランス人街以外の地区に居住していた。【表1】は、一九三九年のハノイ市の地区ごとの面積、人口、人口密度をあらわしたものである。地区①②③④は、【地図1】内の丸数字に対応している。

住民が最も多く居住していたのは④にあたる地区で、一九〇四年に定められた行政区画の番号に従えば第六区の西側と第七区および第八区にあたる新市街の地区である。④地区の面積は四つの地区の中で三八二ヘクタールと最大であり、人口密度は一五五とそれほど高くなかったが、この地区にはいくつかの比較的大規模な工場や木材加工の作業場があり、かなりの数の労働者が居住していた。この地区一帯は、第二次大戦後、より人口密度の高い労働者街が形成されることになる。

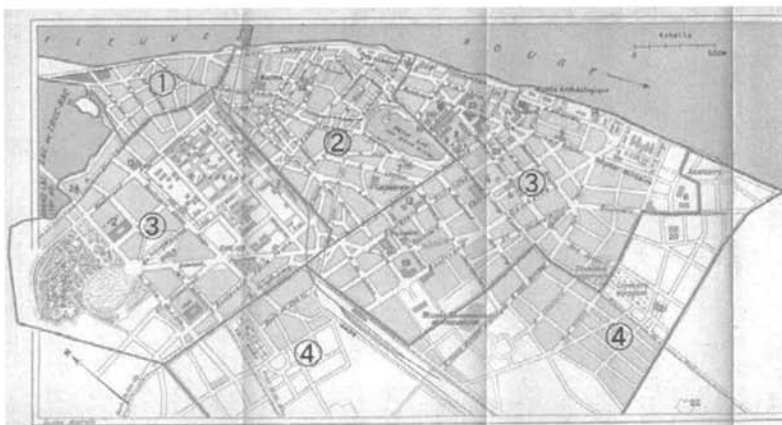
②は、一二八ヘクタールに五万七〇〇〇人が居住し、その人口密度は四五〇と最も高い数値を示した。一九世紀末、ハノイでフランス人教育に携わったデュムティエ (G. Dumoulier)：生没年一八五〇—一九〇四) は、ホアンキエム湖の北側について、「ここは人口過密化した(ごちゃごちゃした)地区で、なめし皮の不愉快な匂いが充満している」と記録している。⁽²⁷⁾ いわゆる現地人街(旧市街)は、①の地区も含み、行政区画では第一区と第二区、第三区および第四区の西側にあたる。城下町として発展してきたこの地区には、従来、坊 (Phuong) と呼ばれる多数の同職集団が居を構え、長いあいだハノイの市場を担ってきた。植民地期以降、坊の団体組織は解体されたと考えられるが、結果、無数の小売店や町工場が狭い

【表1】 ハノイの地区ごとの面積と人口（1939年）

地区	ヘクタール面積	人口	人口密度
① 現地人街	59	7,650	130
② 現地人街	128	57,000	450
③ フランス人街	376	26,250	70
④ 新市街	382	59,210	155
計	945	150,110	-

出典：L.Fayet, *Avant projet sur les égouts de Hanoi*, IDEO, Hanoi, 1939, p.27.

【地図1】 ハノイ市地図（1932年） ※丸数字は【表1】の地区に対応



地図出所：Guide Madrolle, 1932.

路地にひしめきあうことになった。この雑多な環境には、中間層だけでなく多数の労働者層が住んだ。細く長い店舗や

住居が過密状態で並び、雑然とした環境で働く労働者の姿がうかがえよう。現地人街は、市内で最も大きな労働者街だったのである。

ところで、いずれの年もハノイにおける労働者の数を知ることは難しい。市内の店舗・工場に関するデータが乏しく、たとえあっても労働者の数までは記載されていないからである。現地人街の小売店では従業員を雇わなかったり、町工場では伝統的に徒弟を雇うこともあって実態をつかみにくい。従って、関連するデータを集計したうえで推算するほかない。例えば、ハノイで起きた労働者ストライキ運動の参加者人数に関するデータがある。その運動の詳細については後述するが、警察当局の調査報告書によれば、一九三六年一月から一九三七年七月までにストライキに参加した労働者の数は

計七六二七人であつた。⁽²⁸⁾当局は職種別、店舗・工場別に調査しているので参加者数に重複はない。同様に、一九三七年一月から一九三七年四月までにハイフォンでストライキに参加した労働者の数は約四六〇〇人であつた。また、やや時代を遡るが、一九二八年における総督府の統計によれば、トンキン地方における商工業労働者の数は三万八八七〇人であつた。⁽²⁹⁾この数を、ストライキ運動に参加した労働者の数も考慮しながら、ハノイやハイフォン、ナムディン、ハイズオンといった主要都市へ大まかに配分してみると、一九三〇年代におけるハノイの労働者数はおよそ一万人程度であつたと推算されよう。⁽³⁰⁾

②労働環境

一九三六年二月において、旧市街のかこ通り (rue des Patiers) にある五件の安南人経営ガラス製造・販売店で働く労働者の月給は、職能別に鑄造工四〜七ピアストル、研磨工二〜一四ピアストル、販売員四〜一二ピアストル、見習い〇・五〜三ピアストルであつた。同じ時、同じ通りにある三件の華人経営ガラス製造店では、鑄造工二〜一〇ピアストル、研磨工一〜八ピアストル、見習い一〜一・五ピアストルの月収であつた。なお、インドシナ行政機関に勤務する現地人官吏の給与は、最下級の事務官でも月四〇ピアストルであつた。⁽³¹⁾ちなみに当時のハノイにおける食料品や日用品の価格について知りうる限りを列挙すれば、一九三七年に旧市街のグラン・マルシェ (ドン・スアン市場) では豚肉一キログラムあたり〇・五〜〇・六ピアストル、⁽³²⁾麻通 (rue du Chanvre) の理髪店の散髪料金が学生〇・二五ピアストル、大人〇・二二ピアストル、⁽³³⁾また、一九三八年以降に紅河中洲フックサーハ (Phuc Xá Hà) 地区に建設された労働者用低廉住宅の家賃は月一・五〜二ピアストルであつた。⁽³⁴⁾

一九三〇年以降、恐慌のあおりを受けたインドシナでは労働者の賃金は徐々に減少した。一九三六年にはフランの切り下げが行なわれ、それにより食料品の価格が高騰している。例えば、米の価格は、一九三六年一月まで一〇リットル〇・三ピアストルであつたのがその後〇・四ピアストルに値上がりし、この時に多くの住民の生活が困難な状況に追い込

まれた。³⁵⁾ また未曾有の不況にあつて、とりわけ職人の労働環境は劣悪な状態に陥つた。一九三七年一月、ハノイの服仕立職人が同業者一五〇〇人の署名とともに市当局に提出した嘆願書に当時の労働者の実態が記されている。

私たちの賃金は大体月八ピアストル(日当〇・二六ピアストル)程度です。この額では十分に暮らせません。大部分の労働者が友人宅や経営者宅の非衛生的な部屋に下宿しています。私たちの中には、朝六時から夜一〇時まで、昼食のために正午にたった一度だけ二〇分の休憩をはさみ働き続ける服仕立職人がいます。彼らは、経営者から休みなく働き続ける機械のごとくみなされ、しばしば病気になるります。私たちはこのように不幸な状況にあるのです。³⁶⁾

同様に靴修理職人が、「一九三四年において自分たちの賃金は妥当な額であつたが、今や(一九三七年)経営者側は恐慌という機会を利用して労働者の賃金を減らしている」と市当局に訴えている。このような劣悪な労働の条件や環境はハノイ市郊外にもみられ、一九三七年の別の史料では、「ハノイ市中心部から四キロメートル程離れた紙村における衛生環境と強制的労働の酷さは目に余る」と報告されている。³⁷⁾ また、フランス人街のポールベール通り二八番地にある極東出版(Imprimerie d'extreme-orient)の社長グロリエ(Grollier)は、「現地人経営会社では労働者が〇・一〇・二ピアストルの日当で一日一四〜一五時間も働き、機械の上で寝たり食事をするという事実を聞いており、それに比べると自社の労働者は恵まれた状況にある」と述べている。³⁸⁾ このように、働く場所、職種、社会階層、経営者の国籍などによって、労働をめぐる条件や環境には格差がみられたのである。

三 インドシナ労働法

恐慌以後、長期の不況にあえぐ植民地労働者の状況は本国の植民地省に伝えられていた。一九三六年五月、フランス

本国で急進社会党、社会党、共産党による左派連合の人民戦線内閣が発足すると、国内だけでなく植民地の労働問題にも目が向けられるようになった。当時の植民地大臣マリウス・ムーテ (Marius Moutet) は、一九三六年七月に締結したマティニオン協定をみるや、「新しい社会法を植民地にも適用すべき」と唱え、人民戦線内閣の植民地政策は、政権各党の理念に共通した「人道主義 (humanisme)」によって推し進められた。⁽⁴⁰⁾ こうして、一九三六年二月三〇日に「インドシナにおける現地人労働に関するデクレ」(以下、インドシナ労働法) が発布されたのである。

それまで植民地における労働法は限定的かつ不十分であり、本デクレはフランス植民地史上おそらく最も近代的な社会法の発布であった。その発布の日、植民地大臣ムーテは共和国大統領アルベール・ルブラン (Albert Lebrun) に次のような書簡を添えている。

インドシナの産業発展は多くの労働者階級をつくりだす結果となりましたが、彼らにはこれまで社会法がありませんでした。一九三三年一月一九日デクレは、女性と子供の労働を規制し、商・工業企業の最低限の衛生と安全保障の規則を定めるにとどまりました。現地人労働者をより効果的に保護し、かつ彼らに本国の労働者・従業員に認められるものと同等の社会法の特権を与える時が来たようです。そのために、現地人の労働条件を定めるデクレの法案が準備されたのです。本デクレは、我が極東の植民地に単独で完全な現地人労働に関する法律を備えるでしょう。⁽⁴¹⁾

その内容は、フランス本国に適用された労働法に類似し、主要な条項を挙げれば、労働契約書の作成義務、労働条件の改善、最低賃金の保障、職場の衛生改善と安全保障、週休と有給休暇の保障、労災賠償権の行使、一日の労働時間八時間の順守、女子・子供の夜間労働の禁止などがあった。ムーテは、インドシナ労働法について、これを「安南人労働者の状況を最も適切な方法で改善する現地人労働のための真の法規 (un véritable Code)」と評価した。⁽⁴²⁾

しかしながら、この労働法の導入は多分に実験的な試みであった。なぜなら、まずそれはインドシナのみに適用された。

人民戦線内閣は、例えば一九三六年九月に仏領西アフリカの個人労働契約に関する法規改正を行なったが、その後インドシナの他のどの仏領植民地にも労働法が適用されることはなかった。そもそもなゼインドシナのみにも労働法が公布されたのか、その理由は明らかではない。また、ムーテは右の引用で「安南人労働者」の状況改善を強調しているが、インドシナを構成する連邦で安南人以外の民族を無視した言い方自体、この法規の特殊性を表しているようである。なお、本労働法には労働組合に関する条文は盛り込まれていない。これは、圧倒的多数の現地人による労働運動の過激化を恐れたためであった。

なにより、インドシナ労働法の内容はインドシナ社会の実態に合わないものであった。それを如実に表わしているのは、最低賃金の設定額である。法規によれば、トンキン地方の男子労働者の日給最低賃金は地域により〇・二〇〇〜〇・三三ピアストル、二月六〜九ピアストルと定められた。⁽⁴³⁾ところが、労働法公布と同時期（一九三六年二月）におけるハノイ市内のガラス工場労働者の平均月給は、熟練度や勤務年に応じて二〜一七ピアストルであり、その最低賃金は法規が定めた月収六ピアストルを下回った。労働法公布により、多くの経営者は労働者に支払う人件費を増やさざるをえなかったのであるが、彼らは当然のこと、ハノイ商工会議所もまたこの法規に反対し、それどころかその適用を無視しようとした。結局、労働法を發布した一九三六年二月三〇日から年が明けた一九三七年一月になっても労働者たちの状況は何ら変わらなかった。

四 ハノイの労働者ストライキ運動

①ストライキ運動の展開

インドシナの労働者たちはインドシナのために發布された労働法に大きな期待を寄せた。にもかかわらず、労働法の公布直後にハノイでは労働者による大規模なストライキ運動が勃発した。インドシナ労働総監部の調査によれば、

一九三七年の一月と二月にトンキンでストライキが発生した店舗ないし工場の数は、フランス人経営一七、ヨーロッパ人経営二、華人経営五八、安南人経営六二八であった。⁽⁴⁵⁾ ストライキ運動の件数について言えば、一九三六年八月から一九三七年一月にインドシナ全体で二四二件あり、⁽⁴⁶⁾ 同じ期間にハノイでは少なくとも二七件と一九三七年七月までにさらに一四件が確認される。⁽⁴⁷⁾

このストライキ運動の件数というのは、街全体の同業者が組織的に行なったストライキの件数を指す。ハノイ市内にはハイフォンやサイゴンにみられたような大規模工場がなかったので、街中の小さな店舗や工場で働く従業員やとりわけ職人たち―服仕立職人、帽子製造職人、靴修理職人、刺繍職人、編物職人、ガラス工、ブリキ工、釉薬工、理髪師、石工、料理人、ボーイ、シクロ引きなど―が、それぞれ同業者同士で連帯してストライキを起す方法がとられた。これこそ、一九三七年にハノイで展開された労働者ストライキ運動の特徴であった。そして、これを工作したのはインドシナ共産党の活動家とそのシンパたちであった。なかでも、総督府の諮問機関トンキン人民代表会議の議員であったチン・ヴァン・フ (Trinh Van Phu) に注目しよう。彼は、旧市街第三区のフーチュウ通り (rue de Foucheou) で家具店を営む経営者でありながら共産党のシンパとなり、一九三六年に共産党系の仏語新聞『労働 (Le Travail)』を発刊して労働問題に深く関わり、やがて「勤労大衆の擁護者」として街中に名を知られるようになった。⁽⁴⁸⁾

一九三六年二月七日、チン・ヴァン・フの店舗で労働者が賃金四〇%アップを要求してストライキを起こしたが、彼らはこれに対し賃金二五%アップの妥協案を提示し、労働者側の了解を得て事態を収めた。その後、ストライキの勃発に悩む他の経営者が自分たちの利益を守るために連帯を求めてきたが、チン・ヴァン・フはこれを断った。それどころか、彼は、共産党活動家の指示を受けながら、労働者がストライキを起こすのを助けるような行動をとる。より多くの労働者に接触して彼らの相談に乗り、同業団体を組織させたり、経営者側への要求内容を考えたり、ストライキに関する具体的な方法を教えた。こうして、ほとんどの労働者が同様の手順でストライキを実施することになった。同業団体ごとに代表を選出し、一〇〜五〇%の賃金アップ、一日八時間労働、週休と有給休暇の保障など労働の条件と環境の改善を

経営者側に要求し、交渉が決裂した場合にはハノイ市当局に調停を申し入れた。チン・ヴァン・フは、一九三七年一月に相次いで起こった刺繍職人、理髪師、自動車店ルノーの労働者によるストライキで労働者と経営者および市当局のあいだの調停役も引き受けている。

インドシナ共産党の活動家は、一九三六年末から一九三七年春ごろまでベトナム全土で労働者ストライキを起こす工作を組織的に行なった。⁽⁴⁸⁾ ハノイでは、重要な会議が秘密裏に開かれており、一九三六年二月二十九日には「労働」の事務所があったグエン・チャイ通り (rue Nguyễn Trãi: 現 phố Nguyễn Văn Tố) 二八番地に関係者が集結した。その中にはチン・ヴァン・フの他に、後にベトナム独立革命の立役者となるヴォ・グエン・ザップ (Võ Nguyên Giáp) やダン・タイ・マイ (Đặng Thai Mai)、チャン・フィ・リュ (Trần Huy Liệu) の姿もみられた。彼らは、これから起こすストライキ運動について、それぞれが担当する労働者団体に工作を行なうことなどを決めた。⁽⁵⁰⁾ こうして、労働者側はほとんどの交渉で一〇%〜二〇%の賃上げや労働環境の改善を経営者側に認めさせることに成功したのである。もともと、その裏では、工作員による経営者側への働きかけもあったと考えられる。経営者もまた、職業上の利益を守るために組合を結成する権利を求めていたからである。⁽⁵¹⁾ ストライキ運動の工作には、労働者階層と中産階層のあいだに階層的な対立を起こさないための配慮があったといえよう。

②ゴダールの調査報告

インドシナ共産党が、一九三七年一月に集中的に労働者にストライキを起こさせたのには理由がある。一つは、前年一二月三〇日に労働法が公布されたにもかかわらず、インドシナでは依然として「労働組合の結成の自由についてはこれを許さない」と規定されていることに対する反発があった。インドシナ共産党にとっては、ストライキを行使できる労働組合の結成の自由が許されるか否かが最大の争点であった。もう一つは、党や労働者の要求を、インドシナ植民地政府ではなく、直接フランス本国政府に訴えるためであった。実は、この頃、急進社会党員のジュスタン・ゴダール (Justin

(GODAL)がインドシナ各地の労働と衛生の問題を調査するために人民戦線政府の特使として派遣されることが決定していた。ゴダールは、「無欲の人道主義者」などと評され、しばしば植民地住民の立場に理解を示した人物であった。それゆえに、インドシナ住民にとって、彼の来訪は彼を通して本国政府にインドシナの現状を知らしめ、さらに様々な要求を届けるのに絶好の機会であった。

ゴダールは、一九三七年一月一日(金曜日)午前九時にサイゴン港に到着した。二週間ほどサイゴンに滞在し、その後、一月一六日〜二二日にカンボジア、一月二二日〜二月一日にラオス、二月二日〜二月二二日にトンキン、二月二二日〜三月八日にアンナン、三月八日〜三月一四日にコーチシナの各都市をまわる調査を行なった。彼がハノイを訪れたのは二月二日のことであるが、その前日には誤報により一万人以上の人がハノイ駅に詰めかけた。ゴダールが到着した時、同業団体ごとに異なる徽章をつけた労働者たちが駅前通りの両沿道に整列した。他のフランス人や安南人の見物人は、労働者集団の規律をみて感銘を受け、現場の警備を担当していた警察署長も彼らの秩序を賞賛したという。労働者の整列のパフォーマンスを指揮した関係者は、次のように言う。

彼ら(労働者団体)は好んでデモをしているのではない。彼らは、運命のいかなる予見もなくゴダール氏の前に行くのだ。さりとて、分別のない熱狂的な歓迎のために、また敵対的な示威運動のために行くのではない。植民地の労働者たちは、単純に秩序と規律をもって氏の目の前で必要な要求を行なうだけなのだ。⁵²⁾

インドシナ共産党の工作員の指示であろうが、労働者団体によるストライキやデモは、極めて理性的かつ規律的かつ合法的な仕方で開催された。実際、一九三七年一月二二日の靴修理職人によるストライキでは、「私たちは過度に高い賃金アップを望むのではない。私たちは街に騒ぎを起こそうとしているのでもなければ、政権の公安に対峙するつもりもない」ことを強調する手紙が市当局に送られている。⁵³⁾ また、こうした手紙では、しばしば本国の人民戦線政府への大き

な期待が表わされた。ゴダールは、各地で積極的に労働者団体の代表者に会い、彼らの要求をよく聞いたが、それゆえに、行く先々で、「人民戦線万歳」、「私たちは労働組合の自由を望む」などと書かれた横断幕を掲げる労働者たちから熱烈な歓迎を受けた。

ゴダールの帰国後、彼の調査報告が労働者をはじめ多くの人々の注目を集めた。それは、一五〇頁にわたる冷静な分析と判断に拠る報告書に仕上がったのだが、結論から言えば、その内容はインドシナの労働者とインドシナ共産党の期待を裏切るものであった。問題は、「労働者問題」と題された章の内容である。植民地労働問題に関するゴダールの理念は、基本的には一九三六年二月三〇日のインドシナ労働法のような社会法導入によって解決されるという考えに基づいている。だが、一点、職業（労働）組合の規定に関しては慎重であった。彼は、フランス人にしか許されていない職業組合の結成について、一方では、これを現地人にも許すことを望むとしながら、他方では、「果たしてインドシナの労働者に労働組合の権利を与えてよいものか」と根本的な問いを提起している。その理由については、次のように述べられている。「ストライキの行使を可能にする労働組合の権利を与えるには、インドシナの労働者の教育はあまりに不十分である。私が見たところでは、インドシナの労働者は、ストライキを起こすただけに労働組合の結成の自由を望んでいるようである」と。

ゴダールの調査をふまえ、一九三七年七月以降に領有植民地の大規模な実態調査を開始した本国植民地省は、「コーチシナにおける結社と集会の権利」と題された調査報告書において、「労働組合に関してフランスの法律の（コーチシナへの）完全な適用は時期尚早である」と結論づけた。その理由は、第一に、「（コーチシナおよびインドシナ）の国と住民の発展水準がまだ本国の水準に達していないため」であった。この点について、「フランス人労働者は、読み書きができ、兵役を終え、自分や他人の仕事を尊重し、職業意識を保ち、政治的要求と職業的要求を切り離して考えることができる」ので、フランス人労働者は現地人労働者よりも高度な水準にあると説明している。第二に、「本国住民と植民地住民の法的身分が異なるので、植民地住民にはその土地に合った政治的身分を条件づける必要があるから」であった。もっとも、

これらは植民地住民―すなわちフランス市民以外の臣民や保護民―には決して変更できない法的条件であった。最終的に植民地大臣もまた、「労働組合の結成の自由はインドシナの労働者に対しては段階的にしか許されない」とする意見を公表した。このように、労働法をめぐるフランスの一連の対応は、帝国支配の法的な不平等さや矛盾を露呈することになったのであるが、このことは、インドシナ社会に大きな失望感を与えると同時に、フランス政府への不信感を抱かせる結果となったのである。

おわりに

以上、ハノイの都市と労働をめぐる考察により、二〇世紀前半のフランス帝国のかたちが断片的に浮かびあがってきた。インドシナに限定されるが、その特徴として具体的には次のようなことが挙げられる。

第一に、フランス帝国の支配は厳密には極めて局地的であった。植民地化以降のハノイの都市形成をみると、帝国を表象する空間（フランス人街）の創設は一部に限られ、既存の伝統的な空間（現地人街）が隣り合わせに存在した。これは、仏領植民地によくみられる都市形態であり、要するに、フランスは自らの権威と優位を知らしめ正当化するような要素を各空間にちりばめることで帝国支配の持続を可能にしたのである。ただし、ここでは二つの空間が隔てられたわけではなく、両方の行き来は自由であった。それゆえに、ハノイの住民たちは自らが帝国の支配下にあることに気づかなくとも、無意識のうちに広大なフランス帝国の空間に足を踏み入っていたのである。

第二に、フランス帝国の支配は植民地社会の発展に間接的に関与した。植民地当局は、ハノイで最も重要な現地人街を意図的に開発せず、最低限のインフラ整備に留めて周辺の新市街の開発に力を注いだ。こうして、現地人街は低所得の中産階層や労働者階層が密集する街区として残された。しかし、そこに現代的な語義でのインナーシティが発生したり、地縁関係やコミュニティの崩壊が引き起こされたわけではない。いまここで正面から論じる余裕はないが、ハノイ

の現地人街には伝統的な同業組合（Ⅱ坊）組織が解体した後も、それを基礎とした活動や住民同士の関係が残っていたと考えられる。インドシナ共産党の活動家による工作があつたにせよ、一九三七年のはじめに労働者がこれほどまで敏速かつ組織的に連帯してストライキ運動を展開した点については、一九四五年の八月革命へ向かう独立運動の過程も含めて、今後、もっとよく検討されるべきであろう。

第三に、一九三〇年代後半にフランス帝国の支配は植民地一般住民の意識にまで浸透していた。一九三七年の労働者ストライキ運動に関して注目すべきは、ハノイの労働者たちが自分の立場や状況を近くの植民地政権（総督府）ではなく、遠くの本国フランス政府へ訴えようとしたことである。彼らはまた、人民戦線内閣に対して過度な期待を示した。このことは、もはや自らが帝国の構成員であると自覚したうえで、の行動だったといえよう。なお、その契機となったのが、本國法とは似て非なる一九三六年二月三〇日インドシナ労働法の発布であつた。ここにフランスは、植民地住民の期待を集めながらそれに応えられないという矛盾した帝国支配の構造を露呈したのである。

人民戦線政府の思い描いた帝国のあり方は、良かれ悪しかれインドシナ住民の意識に強いインパクトを与えた。現在、フランス植民地支配が負の歴史として語られる一方で、植民地時代の有形・無形の文化が保存されたり、一定の人々からその時代が意外にもベル・エポックのごとく想起されるのは、多くのインドシナ住民が期待をよせた幻想の帝国の遺産が今なお関係しているからではないだろうか。

- (1) 本稿は、二〇一一年一月二六日に開催されたメトロポリタン史学会・大会シンポジウム「帝国とその遺産」における発表原稿に加筆して作成したものであり、また平成二四年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の成果の一部である。
- (2) 半澤朝彦、「液化化する帝国史研究―非公式帝国論の射程―」、木畑洋一・後藤春美編、「帝国の長い影―二〇世紀国際秩序の変容―」、ミネルヴァ書房、二〇一〇年、三頁。
- (3) 秋田茂「イギリス帝国とアジア国際秩序―ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ―」名古屋大学出版会、二〇〇三年…山本有

- (4) 造三編『帝国の研究—原理・類型・関係』名古屋大学出版会、二〇〇四年・浅野豊美『帝国日本の植民地法制—法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会、二〇〇八年・等松春夫『日本帝国と委任統治—南洋群島をめぐる国際政治一九一四—一九四七』名古屋大学出版会、二〇一一年など多数。
- しかし、以下の主要なフランス帝国史研究がある。権正康男『フランス帝国主義とアジア』東京大学出版会、一九八五年・竹沢尚一郎『表象の植民地帝国—近代フランスと人文諸科学』世界思想社、二〇〇一年・平野千果子『フランス植民地主義の歴史—奴隸制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院、二〇〇二年・松沼美穂『植民地の（フランス人）—第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版局、二〇一二年・Jacques Marseille, *Empire colonial et capitalisme français : Histoire d'un divorce*, Albin Michel, 1984 ; C.R. Ageron, « L'Exposition coloniale de 1931 : mythe républicain ou mythe national ? », in Pierre Nora (dir.), *Les Lieux de mémoire*, t.1, *La République*, Gallimard, Paris, 1984 ; Pierre Singarvelou, *Professeur l'Empire. Les « sciences coloniales » en France sous la III^e République*, Publication de la Sorbonne, Paris, 2011.
- ラオスと広州湾租借地の連邦加入は一八九九年のことである。
- ハノイ市役所は一八八八年設立。フランス人の市長、助役および一四名の議員（フランス人一〇名、現地人四名）で構成される市議会（Conseil municipal）から構成された。
- (5) フランス市民は市民権を獲得したいわゆるフランス人および帰化者。フランス保護民は、ハノイ、ハイフォンを除くトンキンと、トゥラーヌ（ダナン）を除くアンナン、カンボジア、ラオスの各保護領に出生した者。
- (6) ハノイの都市史研究は、歴史学よりも建築学、都市工学、都市社会学の分野に多い。例えば、Pierre Clément et Nathalie Lancret (dir.), *Hanoi. Le cycle des métamorphoses. Formes architecturales et urbaines*, Editions Recherches / Imraps, Paris, 2001.
- (7) 都市空間の属性については、中野隆生、「歴史学における都市空間」『コミュニティ・自治・歴史研究会』「ホステリアとクリオ」第三号、二〇〇六年七月、三頁を参照。
- (8) ハノイ社会史の実証的な研究は次の二点のみである。しかも植民地期を扱った研究は後者に限る。Nguyễn Thừa Hy, *Thăng Long-Hà Nội, thế kỷ XVII-XVII-XIX, Hôi Sử Học Việt Nam, Hà Nội, 1993* (英訳 : *Economic History of Hanoi in the 17th, 18th and 19th Centuries*, National Political Publishing House, Hanoi, 2002) ; Philippe Pavin, *Histoire de Hanoi*, Fayard, Paris, 2001.
- (9) ホアンキエム湖の南東。現在のチャンサイエン（Tràng Tiển）通り、レタイントン（Le Thanh Tông）通り、チャンカインスー（Trần Khánh Dư）道路、グエンフイトゥ（Nguyễn Huy Từ）通りを四辺とする約二五ヘクタールの内側。
- (10) 「昇龍」（Thăng Long）はハノイの旧称。一八〇二年以降、「河内」（Hà Nội）＝ハノイに改称された。
- (11) *Gouvernement général de l'Indochine* (以下「GGI」略記), *Ville de Hanoi (Tonkin), Historique, Développement financier, Règlementation administrative et Fonctionnement des divers services municipaux de la Ville de Hanoi*, Imprimerie Taupin & Cie., Hanoi, 1905, pp.81-82 ;
- (12) (13)

- GGI, *Foire de Hanoi. Guide de la Ville*, Imprimerie d'extrême-orient, Hanoi, 1918.
- Centre des Archives nationales d'Outre-Mer (フランス国立海外文書館), *Residence Supérieure au Tonkin, Nouveau Fonds* (トンキン理事長官府・新史料群), 以下RST-NFと略記), 2598.
- Ernest Hébrard, « L'urbanisme en Indochine », in *L'Architecture*, février, 1928, pp.1-16.
- CAOM, *Gouvernement Général de l'Indochine. Ancien Fonds* (インドシナ総督府・旧史料群), 以下GGI-AFと略記), 53797.
- 例えば、インドシナ銀行店舗(一九三〇年完成)やインドシナ不動産銀行店舗(一九三二年完成)。
- 一九三六年の人民戦線内閣発足によりインドシナでは社会政策が急速に進展した。以下の史料を参照。CAOM, RST-NF, 4872と4873, 2600.
- アルシエリアやモロッコのメネイナ(旧市街)と新市街が隣接する都市的特徴をみよ。Cf., Gwedolyn Wright, *The Politics of design in French colonial urbanism*, University of Chicago Press, Chicago & London, 1991.
- フランス植民地史研究者ヤコノの言葉を借りれば、協同政策とは、「植民地を政治的には最大限本国に依存させ、行政、経済、財政的には植民地を最大限自立させる」植民地化の理論の一つ。グザイヴィエ・ヤコノ／平野千果子(訳)、『フランス植民地帝国の歴史』、白水社、一九九八年、七九―八〇頁。
- Emmanuel Pouille, « Hanoi : Ernest Hébrard et la question de l'urbanisme en Indochine », in P.Clement et N.Lancet (dir.), *op.cit.*, 2001, p.124.
- Corine Naumović, « Trans-territorialité de l'architecture publique à Hanoi et son impact sur le développement urbain », in P.Clement et N.Lancet (dir.), *op.cit.*, 2001, p.170.
- Cf., J.S.Furnivall, *Colonial Policy and Practice : A Comparative Study of Burma and Netherlands India*, New York University Press, New York 1956 (1948).
- 明郷と村、一四―一五世紀にベトナムに亡命した中国明朝の忠臣の末裔。
- Trung tâm Lưu Trữ Quốc Gia I (ベトナム国家第一文書館), *Fonds de la Mairie de Hanoi* (ハノイ市史料群), D-88.3278.
- Philippe Papin, *op.cit.*, 2001, pp.247-248.
- Gustave Dumoulier, *Les pagodes de Hanoi*, F.H. Schneider, Hanoi, 1887, p.156.
- CAOM, RST-NF, 2960.
- 他に農業労働者六千四四〇人、炭鉱労働者四万九〇二〇人がいた。CAOM, *Guernut*, 33.
- 尚、一九三七年におけるトンキンの総人口は三八万二三五〇人。トンキン主要都市の人口は、ハノイ一四万五四四二人、ハイフオン七万三三二五人、ナムディン二万五三四七人、ハイズオン九六四九人であった。ハノイの人口数はトンキンの主要三四都市中

- (31) で第一位(全体の三八%)。CAOM, GGI-AF, 53655.
岡田友和「フランス植民地帝国における現地人官吏制度―インドシナを事例に―」、『史学雑誌』、第二一九編第六号、史学会、二〇一〇年、一三頁を参照。
CAOM, RST-NE, 2960.
- (32) *Le Travail* (労働), le 20 mars 1937.
- (33) *Agence française et coloniale*, le 20 mai 1938. なお、参考までに一九三三年にハイフォンのگران・ホテル・テストンにおいて浴室・水道・天井扇付きの部屋が一泊二ビヤストル以上、付属のレストランでは一食二・二五ビヤストル、南部サイゴンのレストラン・ハウス・ドレスでは一食ロービー付きで一・五ビヤストルであった。L.Lacroix-Sommé, R.J.Dickson et A.J.Burnscky, *Indochine Adresse* : *1er Année 1933-1934*, Imprimerie Albert Portail, Saigon, 1933.
- (34) CAOM, RST-NE, 2960.
CAOM, RST-NE, 2960.
CAOM, RST-NE, 2960.
CAOM, Guernut, 33.
CAOM, Guernut, 33.
- (35) Jean-Pierre Gratten, *Marius Moutet. Un socialiste à l'Outre-mer*, L'Harmattan, Paris, 2006, pp.174-175.
- (36) Alain Rusco, « Front populaire français et mouvements nationalistes vietnamiens : rencontres et divorce », in Justin Godart, *Rapport de Mission en Indochine : 1er janvier - 14 mars 1937*, L'Harmattan, Paris, 1994, pp.24-25.
- (37) GGI, Inspection générale du Travail et de la prévoyance sociale (以下「IGTP」を略記), *Règlementation générale du Travail en Indochine*, IDEO, Hanoi, 1937, pp.11-12.
- (38) CAOM, Papier Moutet, 28PA, 1-3.
CAOM, RST-NE, 2960.
CAOM, RST-NE, 2960.
- (39) ハノイの設定金額は〇・二五ビヤストル。GGI, IGTP, *op.cit.*, 1937, pp.138-139.
- (40) コーチナでは、一九三六年一月―一九三七年三月にフランス人経営三〇、華人経営一五二、安南人経営四一の店舗・工場でストライキが発生した。CAOM, Guernut, 33.
- (41) Pierre Brocheux et Daniel Hémyry, *indochine : la colonisation ambiguë 1858-1954*, la Découverte, Paris, 2001, pp.318-319.
CAOM, RST-NE, 2960.
CAOM, RST-NE, 2960.
- (42) チン・ヴァン・フック(丁福祚) CAOM, RST-NE, 2960.
- (43) サイゴンでは「タ・トゥ・タウ (Tà Thu Thâu) やン・ハン・ヴァン・タオ (Nguyễn Văn Tao)」が共産党系仏語新聞「闘争 (La

- (51)(50) *Lutte*」を発行し、ハノイの活動家や『労働』と連携した。Cf., Daniel Hémerly, *Révolutionnaires vietnamiens et pouvoir colonial en Indochine*, François Maspéro, Paris, 1975.
CAOM, RST-NF, 2960.
- 例えば、一九三七年一月一九日に安南人の洗濯店経営者が多数一堂に集まり、郊外地域の洗濯店との競合について議論が交わされた。また、一九三七年二月四日のフランス人ホテル経営者の会議では、組合の結成、独占販売の禁止、商品価格または賃金の統一などを当局に要求する陳情書が作成された。CAOM, RST-NF, 2960.
CAOM, Guernut, 33.
CAOM, RST-NF, 2960.
- (54)(53)(52) 本報告書は、一九三六年八月に植民地省内に発足した「海外領調査委員会 (la Commission d'Enquête dans les Territoires d'Outre-mer)」の調査の一部として一九三七年一〇月に人民戦線政府に提出された。CAOM, Guernut, 33.
CAOM, Guernut, 33.
- (55)